

市町村合併に伴う登記事務の取扱いについて

(法務局からのお知らせ)

本年7月1日の浜松市、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の合併に伴い、登記事務を取り扱う管轄法務局（登記所）等が次のとおり変更になります。

1 会社・法人の登記

(1) 浜北出張所、引佐出張所及び天竜出張所で行っている、会社・法人の登記事務は、本年7月1日以降、浜松支局に変更になります。

なお、会社・法人の本店、主たる事務所及び役員の住所は、法務局において「浜松市」に修正しますので、変更の登記をする必要はありません。

(2) 市町村合併前に、類似商号を確認して、合併後の浜松市に会社設立登記、又は、会社の商号・目的変更登記をするときの「同一又は類似の商号」の調査は浜松支局、浜北出張所、引佐出張所及び天竜出張所に備え付けの商号見出簿をすべて調査の上、浜松支局に登記申請をしていただくことになります。

なお、合併後に「同一又は類似の商号」を確認するときは、浜松支局においてお願いします。

2 不動産の登記

(1) 土地・建物等の登記事務を取り扱う管轄法務局は、変更はありません。

従来どおり、浜松支局、浜北出張所、引佐出張所及び天竜出張所で行います。

(2) 土地・建物登記簿の所在及び登記簿に登録された所有者、抵当権者等の住所は、新しい市名に変更されたものとみなされます。

※ 詳しくは、静岡地方法務局登記部門 [Tel (054) 254-3555]
静岡地方法務局浜松支局 [Tel (053) 454-1396]
静岡地方法務局浜北出張所 [Tel (053) 586-2079]
静岡地方法務局引佐出張所 [Tel (053) 522-0401]
静岡地方法務局天竜出張所 [Tel (0539) 25-2068]

にお気軽にご相談下さい。

市町村合併に伴う登記事務の取扱いについて

(法務局からのお知らせ)

浜松市，浜北市，天竜市，舞阪町，雄踏町，細江町，引佐町，三ヶ日町，春野町，佐久間町，水窪町及び龍山村の合併に伴う登記事務について

12市町村が合併する平成17年7月1日以降の登記事務について，利用者の皆様に，変更点及び従来どおりの点について，Q&A形式でお知らせいたします。

1 登記管轄

Q. 不動産（土地・建物）登記の管轄に変更はありますか。

A. 変更はありません。今までどおり，浜松支局・浜北出張所・引佐出張所・天竜出張所で取り扱うこととなります。

Q. 会社・法人の登記の管轄に変更はありますか。

A. 変更があります。合併に伴い，浜北出張所・引佐出張所・天竜出張所で取り扱っている会社・法人の登記事務は，浜松支局で取り扱うこととなります。

2 不動産（土地・建物）登記関係

Q. 公図の閲覧や登記簿謄本等の交付請求の方法に変更はありますか。

A. 不動産（土地・建物）の登記簿謄本等は，今までどおり，浜松支局・浜北出張所・引佐出張所・天竜出張所に請求をすることとなります。

Q. 不動産（土地・建物）登記簿の所在を変更する必要がありますか。

A. 土地・建物登記簿の所在は，新しい市名に変更されたものとみなされますので，変更登記をする必要はありません。

なお，新しい市名に変更を希望される方は「表示変更登記」を申請していただくこととなります。

Q. 不動産（土地・建物）登記簿に登記された所有者，（根）抵当権者及び仮登記権利者の住所変更手続きはどのようにすればよいのですか。

A. 不動産登記法により新しい市名に変更されたものとみなされますので，変更登記をする必要はありません。

なお，新しい市名に変更を希望される方は，「登記名義人表示変更登記」を申請していただくこととなります。

Q. 前記「登記名義人表示変更登記」の添付書類と登録免許税を教えてください。

A. 「登記名義人表示変更登記」申請書に新市役所で発行する証明書を添付して、不動産登記を管轄する法務局（登記所）に申請してください。登録免許税は非課税（無料）です。

なお、「登記名義人表示変更登記」の申請書用紙は、浜松支局・浜北出張所・引佐出張所・天竜出張所に備え付けてあります。

Q. 不動産（土地・建物）の所有者が保有する登記済証（「権利書」と言われています。）の住所変更等の手続きは必要ですか。

A. 変更する必要はありません。大切に保管してください。

3 会社・法人の登記関係

Q. 印鑑証明書や登記簿謄本等の交付を請求する方法は変更になりますか。

A. 変更になります。浜松支局に請求していただくことになります。

Q. 合併に伴う会社・法人の本店、主たる事務所及び役員の住所の変更登記手続きはどのようになるのですか。

A. 必要ありません。法務局において「浜松市」に修正します。

Q. 合併に伴い類似商号（同一市内に同一目的の類似する商号の会社は認められない。）が生じた場合の取り扱いはどうなるのですか。

A. 合併前に存在する会社には、類似商号禁止の規定は適用されません。

なお、合併後の設立、商号変更及び目的変更等の場合は、類似商号禁止規定の適用がありますのでご注意願います。

※ 詳しくは、静岡地方法務局浜松支局〔TEL（053）454-1396〕
静岡地方法務局浜北出張所〔TEL（053）586-2079〕
静岡地方法務局引佐出張所〔TEL（053）522-0401〕
静岡地方法務局天竜出張所〔TEL（0539）25-2068〕
にお気軽にご相談下さい。